

災害時における西日本高速道路株式会社九州支社所管施設に係る 緊急的な災害応急対策業務に関する協定書

西日本高速道路株式会社九州支社長（以下「甲」という。）と社団法人日本土木工業協会九州支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における西日本高速道路株式会社九州支社所管施設にかかる緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合で、甲が管理又は工事中の施設（以下「所管施設」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策に関し、乙はこれを支援するため、必要な建設資機材、技術者及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、以下、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（用務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲所管施設において発生した災害箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲又は甲の所掌する管理事務所及び高速道路事務所、工事事務所（以下「事務所等」という。）の長は、所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、被災状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。

- 2 乙及び乙の会員は、甲又は事務所等の長からの出動要請があった場合には出来る限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲又は事務所等の長の指示により、当該災害の応急措置を実施するものとする。
- 3 乙は応急復旧を早急に実施できるよう必要な建設資機材等の確保、動員の方法を定め、それらを甲に書面にて報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に基づき、乙が甲に報告する所管施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、これに変更が生じた場合には、乙は速やかに甲に報告するものとする。また、年度当初には見直しを行い、甲に報告するものとする。

- 2 甲は事務所等の長に対して、乙の実施体制を連絡しておくものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員による編成表ごとに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき及び年度当初に見直しを行ったとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所等の長は、乙に乙の会員の出動を要請したときは、出動した乙の会員と遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもって、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

(損害の負担)

第8条 業務実施に伴い、甲又は事務所等の長、乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙の会員はその事実発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所等の長に報告し、その処置について甲又は事務所等の長、乙の会員と協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成20年 5月15日

甲 西日本高速道路株式会社九州支社長

久保



乙 社団法人 日本土木工業協会九州支部長

日下部 茂人

